



宮 崎 県 公 報

令和6年1月29日(月曜日) 第478号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1

頁

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
○道路の供用の開始(2件)…………… (“) 1
○公有水面埋立ての免許…………… (港湾課) 2
○都市計画の変更(2件)…………… (都市計画課) 2

告 示

宮崎県告示第48号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。)第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和6年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数(令和5年宮崎県告示第81号)は、令和6年3月31日限り、廃止する。

令和6年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 条例第7条の知事が定める数は、0.7690493017330とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7717608001702とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8411363911879とする。

宮崎県告示第49号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和6年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数(令和5年宮崎県告示第82号)は、令和6年3月31日限り、廃止する。

令和6年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 算定政令第9条第8項の知事が定める数は、0.9597653465372とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.99999998182とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999942901とする。

宮崎県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月29日から同年2月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
363	県道	綾宮崎自転車道線	東諸県郡国富町大字塚原字久保1243番地先から同郡同町大字本庄字太田原977番1地先まで	旧	11.0～26.4	1,198.4
			東諸県郡国富町大字塚原字久保1243番地先から同郡同町同大字字上笹原1012番1地先まで	新	3.9～55.1	538.1

宮崎県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月29日から同年2月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 593番49地先から同郡同村同大字同字 593番 154地先まで	令和6年1月29日

宮崎県告示第52号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年 1 月 29 日から同年 2 月 12 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 29 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
363	県道	綾宮崎自転車道線	東諸県郡国富町大字塚原字久保1243番地先から同郡同町同大字字上笹原1012番 1 地先まで	令和6年1月29日

宮崎県告示第53号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

令和 6 年 1 月 29 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 免許の年月日及び番号
令和 6 年 1 月 19 日 シレイ 283-1415
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宮崎県日南市大字平野字大節8338番41の地先公有水面
 - (2) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線と⑤の地点から①の地点を結ぶ平成10年 1 月 28 日付け認可シレイ 283- 666、平成10年宮崎県告示第 114号の埋立地と公有水面の境界線（D.L.+2.27mに決定）に囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	宮崎県日南市大節の P 油津電子基準点（北緯31度34分37秒0944、東経 131度24分33秒4832）から 186度54分23秒 1,127.73mの地点
②の地点	①の地点から 266度28分00秒 108.77mの地点
③の地点	②の地点から 356度28分00秒 51.00mの地点
④の地点	③の地点から 86度28分00秒 0.65mの地点
⑤の地点	④の地点から 356度28分00秒 23.46mの地点

(3) 面積

4,058.41㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日南市大字平野字大節8338番41の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次のイの地点からヌの地点までを順次に結んだ線及びヌの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
イの地点	宮崎県日南市大節の P 油津電子基準点（北緯31度34分37秒0944、東経 131度24分33秒4832）から 184度57分58秒 1,139.52mの地点
ロの地点	イの地点から 211度04分19秒 289.24mの地点
ハの地点	ロの地点から 266度28分00秒 269.54mの地点
ニの地点	ハの地点から 356度28分00秒 515.00mの地点
ホの地点	ニの地点から 86度28分00秒 290.00mの地点
ヘの地点	ホの地点から 176度28分00秒 143.09mの地点
トの地点	ヘの地点から 86度28分00秒 35.00mの地点
チの地点	トの地点から 176度28分00秒 31.70mの地点
リの地点	チの地点から 86度28分00秒 45.00mの地点
ヌの地点	リの地点から 176度28分00秒 58.28mの地点

(3) 面積

174,712.63㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び宮崎県延岡土木事務所並びに日向市都市政策課、延岡市都市計画課及び門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 29 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
日向市大字財光寺の一部

宮崎県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・2・5号宮崎西部環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
宮崎市古城町池ノ内、和田内、宮田、加奈江、九拾田及び長田並びに同市大字浮田大工給の各一部
 - (2) 削除する部分
宮崎市古城町池ノ内、和田内、宮田、加奈江、九拾田及び長田、同市北川内町内ノ野、同市生目台東 1 丁目、同市生目台東 2 丁目、同市生目台東 4 丁目、同市生目台東 5 丁目並びに同市跡江坂ノ下、宮ノ馬場、下水流及び下エゴの各一部

--	--